

津市国際交流ボランティア活動補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 195 号

改正 令和 5 年 3 月 28 日訓第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における国際交流に係るボランティア活動(以下「ボランティア活動」という。)の円滑な推進を図るため、津市補助金等交付規則(平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。)の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「国際交流ボランティア活動補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、ボランティア活動(市長があらかじめ認める活動に限る。)を行う団体(構成員の 7 割以上の者が本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に所在する事業所等に勤務する者である団体に限る。以下「団体」という。)に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、ボランティア活動の状況等を勘案し、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日とは、ボランティア活動を実施する日前 30 日とする。

(添付書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類とは、団体が存立していることを証する規約その他これに類する書類とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日訓第 16 号)

この訓は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。